

世田谷区避難行動要支援者避難支援プランの改定（案）【概要版】

【改定の経緯】

《策定の背景とこれまでの取組み》

○主な取組み

- ・避難行動要支援者名簿の作成・配備
- ・町会・自治会との避難行動要支援者支援事業の実施
- ・福祉避難所（高齢者・障害者）の協定拡充

《改定の目的》

災害対策基本法の改正等の国の動向に対応するとともに、令和元年台風第 19 号等の教訓を踏まえ、災害時における避難行動要支援者への支援の実効性を高める。

《改定の重点課題》

- ① 安否確認、避難計画の強化
- ② 福祉避難所の連携の強化
- ③ 風水害対策の強化

【計画の構成】

- 第 1 章 総則(P1)
- 第 2 章 避難行動要支援者情報の収集・共有の方法(P10)
- 第 3 章 避難支援体制【震災編】(P19)
- 第 4 章 情報伝達・安否確認・避難誘導【震災編】(P23)
- 第 5 章 避難所における支援【震災編】(P34)
- 第 6 章 風水害対策(P50)
- 第 7 章 避難支援体制【風水害編】(P56)
- 第 8 章 情報伝達・安否確認・避難誘導【風水害編】(P60)
- 第 9 章 水害時の避難所における支援【風水害編】(P61)
- 第 10 章 普及・啓発(P67)
- 第 11 章 計画の推進に向けて(P68)

※「個別計画（個別支援カード）」の表記は、災害対策基本法に基づき、「個別避難計画」へ用語を整理しました。

【改定の主なポイント】

【個別避難計画作成の努力義務化】

優先度が高いと区が判断した者について、おおむね5年程度で取り組む。

【指定福祉避難所の設置】

公示を伴う事前マッチングによる直接避難。

【風水害対策の強化】

災害が発生する恐れの際で災害対策本部の設置が可能になり、発生前から避難所を開設。

※参考資料有

要配慮者と避難行動要支援者【第1章】

【避難行動要支援者】 約8,300人

- ① 要介護4又は5の者
- ② ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみ世帯で要介護3に該当する者
- ③ 身体障害者手帳1級で次の種別に該当する者
視覚、四肢、体幹、半身、両下肢、片下肢、移動、聴覚（2級まで）
- ④ 愛の手帳1度又は2度の者
- ⑤ 精神障害や難病の者等のうち区長が特に必要と認めた者

① 安否確認、避難計画の強化 【第3章、第4章、第7章、第8章】

【基本的な考え方】最も身近な支援者である町会・自治会との協定締結を推進する。また、優先度の高い避難行動要支援者に対して個別避難計画作成を進める。加えて本人・地域団体による個別避難計画の作成も推進することで、自助・共助・公助による取組みでより実効性の高い支援体制を構築する。

《避難行動要支援者支援事業の推進》

- 町会・自治会との協定締結の推進や協定締結後の活動の支援に取り組む。

取組み例・町会・自治会向けガイドラインの改訂

《個別避難計画の作成》

- 優先度に応じて、庁内や福祉専門職と連携して個別避難計画作成に取り組む。

取組み例・システムを活用した名簿作成・避難計画の作成及び更新

- ・福祉専門職と連携した個別避難計画の作成
- ・多摩川洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に居住する優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画作成

- 本人・地域団体による個別避難計画作成の推進に取り組む。

取組み例・本人や自主防災組織向けのガイドライン作成

《重層的な安否確認体制構築》

- まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会との三者連携による地区の安否確認体制の強化を図る。

取組み例・社会福祉協議会の災害福祉サポーターによる安否確認の実施

- 事業者等との連携や区の体制強化による重層的な安否確認体制も構築する。

取組み例・介護事業者や障害者関連の事業者、障害者団体等との連携強化

- ・災対地域本部（総合支所保健福祉課）から避難行動要支援者情報確認担当を拠点隊に派遣し、地区で安否情報等を集約する体制を強化
- ・移送事業者と協定を結び、災害時の移送手段の確保体制を強化

② 福祉避難所（高齢者・障害者）の連携の強化【第5章、第9章】

《円滑な受入れ体制の整備》

- 指定福祉避難所（高齢者・障害者）への避難を効率的に行うため、事前にマッチングを行い、避難先を特定して直接避難も可能とする。

取組み例・風水害時の指定福祉避難所の設置

《開設・運営への支援の強化》

- 協定施設が福祉避難所（高齢者・障害者）を円滑に開設・運営できるよう、平常時から連携強化を図る。

取組み例・検討会や演習による福祉避難所（高齢者・障害者）運営マニュアルの実効性の向上
・協定締結内容の見直し

- 福祉避難所（高齢者・障害者）で必要となる介護用品等の物資・資器材、人材、移送手段の確保の充実を図る。

取組み例・広域用防災倉庫への福祉避難所用（高齢者・障害者）スペース設置による備蓄の拡充
・民間企業等との福祉用具等の供給に関する協定の締結
・専門ボランティアや他自治体からの応援職員の受入れ
・高齢者や障害者の移送に携わる事業者、団体等との連携

③風水害対策の強化【第6章、第7章、第8章、第9章、第10章】

《適切な避難情報の周知と避難支援》

- 災害発生前からの避難所の開設・運営体制の強化に取り組む。

取組み例・水害時避難所の設置

- 風水害時に事前に避難できるよう平時から支援体制の強化に取り組む

取組み例・多摩川洪水浸水想定区域内の避難行動要支援者に対して啓発物配布
・電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービスの導入
・水害時の訓練の実施